横浜市立東希望が丘小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月4日策定(令和6年4月1日改定)

- 1 いじめの防止に向けた学校の考え方
 - ・いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。(いじめ防止対策推進法第2条)

・いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現をめざして伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。(横浜市の基本理念)

- 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置
 - 委員会の構成員

「学校いじめ防止対策委員会」(以下「対策委員会」という。)の構成員は、学校長・副校長・教務主任・ 主幹教諭・養護教諭・各学年児童指導担当・児童支援専任教諭(特別支援コーディネーターを兼ねる。) とし、必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

・委員会の運営

対策委員会を常設し、月1回以上定期的に開催する。いじめを認知した際は、直ちに対策委員会を開催する。学校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

委員会の活動内容

対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核の役割を担うものである。

- 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処
 - ・いじめの未然防止

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。併せて対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知する。(いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、児童の主体的な取組への支援、授業づくり・集団づくりの具体的な取組、人権教育・道徳教育の推進、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用)

・いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いを持って、いじめを積極的に認知するため、早期発見の取組を行う。(いじめの定義理解を含む教職員への研修、いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり(情報共有の推進)、定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施、定期的な教育相談の実施、インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進、保護者・地域・関係機関との連携)

・いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導を行う。教職員は直ちに全て対策委員会に報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。(対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録、被害児童及び保護者への支援、加害児童及び保護者への指導・支援、保護者の協力、警察署等関係機関との連携)

• いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。(いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと)

・教職員等への研修

児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修や法の確実な運用を行うための研修等を行う。

・学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

・取組の年間計画

月	児童の取組	職員の取組 (含研修)		保護者・地域への発信・取組
				他機関連携等
4	・東希小ルールブックの確認	年間計画の確認		・学年、学級懇談会
	・サイバー教室 (6年)	・学校スタンダードの共通理解		・学校説明会で基本方針を説明
		・いじめの定義、		・地域訪問
5	・いじめアンケート、面談	・児童理解研修	い	
6	YPアセスメント実施①	コンサルテーション計画	じ	・学家地連で報告
	・交通安全教室(1,4年)			
	・情報モラル教育(全学年)		め	
7	・あいさつ運動の取り組み	・YPアセスメントシートによる学年検討会	防	・保護者面談
	・横浜子ども会議(中学校ブロック)		195	・地区懇談会
89	・旭区横浜こども会議	・児童指導校内研修	止	
10	・薬物乱用防止教室(6年)		対	・学年、学級懇談会
	防犯教室(3年)		f-of-a	・学校関係者評価委員会
11			策	
12	・人権週間の取り組み		委	・保護者面談
	・あいさつ運動の取り組み		□	
	・いじめアンケート、面談		員	
	YPアセスメント実施①		会	
1		・YPアセスメントシートによる学年検討会		
2	サイバー教室(6年)	・学校経営計画反省		・学校関係者評価委員会
		・いじめ防止基本方針の振り返り		
3		・新年度への引き継ぎ		

4 重大事態への対処

重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

・発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて 組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含め て見直しを検討し、措置を講じる。